

国際部運営細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第23条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(活 動)

第2条 国際部は規則第22条に示す事項を掌り、以下の業務を行う。

- (1) 国際学術会議に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 学会誌への国際地すべりニュース等の情報の提供に関すること。
- (4) 関係委員会に関すること。

(構 成)

第3条 国際部の構成員は、部長1名および副部長2名以内、および部員20名以内とする。

2 役職者の業務は以下のとおりとする。

- (1) 部長は国際部を代表し、部の活動を総括する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときまたは欠けたときは部長の職務を代行する。

(役職者および部員の選出方法と任期)

第4条 部長、副部長及び部員の選任は規則第24条の通りとする。

2 部長は規則第24条第5項に基づき部員を会員の中から選任するにあたり、希望者を公募することができる。この場合、学会誌において公告を行い、希望した会員の中から部長が部員を選任する。

(役職者および部員の任期)

第5条 部長、副部長および部員の任期は規則第24条第7項の定めにより2年とし、再任を妨げない。

(部会の運営)

第6条 部会は、部長が招集し、原則年2回開催する。また、部長は、必要に応じて文書（メール含む。）をもって部員の意見を徴し、部会の開催に代えることができる。

附則

この細則は、平成 23 年 8 月 30 日に新規制定したもので、理事会の議決のあった日（平成 23 年 8 月 30 日）から施行する。

附則（平成 24 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 26 年 8 月 19 日理事会議決）

この細則は、平成 26 年 8 月 19 日に一部改定したもので、同日から施行する。